

廃棄物処理法の運用に関するよくある質問（Q & A）

～産業廃棄物処理施設(法第15条施設)に関するQ & A～

Q 1：処理能力が同じか、小さい破碎機に入れ替えたいが手続きが必要か？

A 1：新規設置許可が必要になります。たとえ同じ型式の破碎機であっても製造年式の違い等によって、生活環境への影響が異なることから、許可が必要になります。また、能力が小さくなる場合でも新たな破碎機を設置する場合には設置許可が必要です。

なお、この考えは破碎機に限らず全ての廃棄物処理施設に当てはまります。

Q 2：変更許可が必要な場合とは？

A 2：法では、法第15条第2項第4号～7号に掲げる事項を変更する場合と規定されていますが、具体的には以下の例が挙げられます。

- ①処理能力が10%増加する場合
- ②処理施設の設置位置に係る変更
- ③処理品目を追加する場合（法施行令第7条に規定された品目の追加）
※がれき類の破碎で許可を受けた破碎機で木くず処理を追加する場合など
- ④処理施設の処理方式に係る変更
- ⑤処理施設の構造・設備に係る変更であって、処理施設の種類に応じた主要設備の変更（法施行規則第12条の8第3号を参照）
- ⑥排ガス・放流水の水質の変化により生活環境への影響を増大させる変更、
排ガス・排水の排出方法の変更または排出量を増大する変更
- ⑦維持管理に関する計画の変更等

Q 3：固定式処理施設の設置場所を少し移動したいが手続きは必要か？

A 3：上記の②に該当し、変更許可が必要になります。

許可を受けた位置から移動を行うと、許可を受けた際の環境影響調査の結果に変更が生じることから、環境影響調査も必要になります。

Q 4：移動式のがれき類等の破碎機の設置許可を取得する際の生活環境影響調査はどうすればよいか？

A 4：県内一円を対象として稼働する場合は、騒音、振動等の現況調査は省き、騒音源、振動源データから施設の稼働状況を予測評価することになります。その中で、騒音等の規制区域外に絞って稼働するなど、それぞれの設定条件に従って予測評価し、低減方法等を検討ください。これらの予測結果

を基に、許可の条件として一定の配慮を求ることになります。

Q 5：排出事業者が移動式のがれき類等破碎機を設置して、破碎を行うのは許可が必要か？

A 5：必要ありません。

平成12年法改正の時の附則において、排出事業者が設置する移動式がれき類等破碎施設は設置許可を要しないとしています。

ただし、仮置き場にがれき類等を移動して処理を行う場合、「工事現場又は工事と一体となして管理され、工事の一環として期間を区切って設置する場合」がこれに該当し、該当しない場合には定置した施設と見なされ、設置許可が必要になります。

また、破碎施設をリース等で調達した場合には、排出事業者自らの責任の下オペレーションまで行う必要があり、下請け業者による運転又は運転手付きでリースした場合には処理委託を行ったことになり、設置許可が必要な施設と見なされますので注意してください。（この場合、下請け業者による無許可設置）

Q 6：技術管理者が変更になったが、変更届の提出は必要か？

A 6：必要ありません。

技術管理者の配置状況は、保健所が立入した際に確認します。

また、処分業の許可を取得している事業者に対しては更新申請の際に任意で認定証の写しを添付してもらい確認しています。